

サントク旅行センター株式会社 企画手配の国内旅行傷害保険契約タイプ

団体旅行（5名以上）

補償の内容	1泊2日まで				
	100円プラン	200円プラン	300円プラン	400円プラン	500円プラン
死亡・後遺障害	258万円	357万円	595万円	850万円	1,110万円
入院日額	1,200円	2,400円	3,600円	4,800円	6,000円
通院日額	800円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円
個人賠償責任	100万円	200万円	300万円	500万円	500万円

補償の内容	3泊4日まで				
	100円プラン	200円プラン	300円プラン	400円プラン	500円プラン
死亡・後遺障害	230万円	285万円	495万円	705万円	930万円
入院日額	1,200円	2,400円	3,600円	4,800円	6,000円
通院日額	800円	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円
個人賠償責任	100万円	200万円	300万円	500万円	500万円

国内を旅行中の思わぬケガ、賠償責任などを総合的に補償します。

限度5口(500円)

たとえば・・・

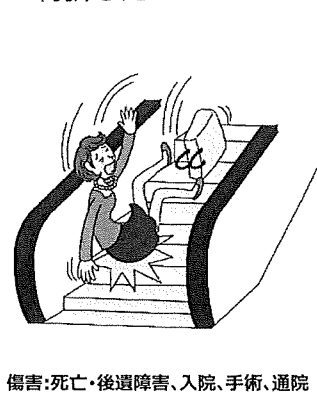
①交通事故でケガをした



②ホテルで火災にあってケガをした



②エスカレーターで転び骨折した



④あやまってお店の商品を壊した



※この保険の対象となるケガは団体旅行の集合時から解散までの間に発生した事故によるケガや損害となります。

※この保険で補償される事故が生じた場合にはすみやかにサントク旅行センターまでご連絡下さい。

事故発生から30日以内にご連絡がない場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意下さい。

※詳細な補償内容につきましては、別途国内旅行傷害保険パンフレットをご覧ください。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（代理店：サントク旅行センター）

国内旅行総合保険のあらまし

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
傷 害 (基本契約)	死亡保険金	旅行行程 ^(※) 中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (※)「旅行行程」とは、申込書記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。以下このパンフレットにおいて、同様とします。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額$	<ul style="list-style-type: none"> ■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハングライダー・搭乗等の危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。) ■航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。) ■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下このパンフレットにおいて、同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下このパンフレットにおいて、同様とします。
	後遺障害保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 \times 後遺障害の程度に応じた割合(4\% \sim 100\%)$	
	入院保険金 (入院1日目から補償)	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金額をお支払いします。 $入院保険金の額 = 入院保険金日額 \times 入院日数(事故の発生の日から180日以内)$	
	手術保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 <入院中に受けた手術の場合> $手術保険金の額 = 入院保険金日額 \times 10(倍)$ <外来で受けた手術の場合> $手術保険金の額 = 入院保険金日額 \times 5(倍)$	
通院保険金 (通院1日目から補償)	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院 ^(※) された場合 (※)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(骨柱、肋骨、胸骨、長骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $通院保険金の額 = 通院保険金日額 \times 通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)$ (注)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。		
賠償責任 (特約)	旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたとき等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合 (注)被保険者が未成年者または責任無能力者の場合で、その未成年者または責任無能力者の行為により、親族者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎりず。))が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。	損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。 (注)日本国内において発生した賠償責任補償特約のお支払対象となる事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。 ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合 ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合	<ul style="list-style-type: none"> ■故意 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ■被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ■被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(ホテル・旅館等の宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。) ■被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ■被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ■航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など (※)次の①または②のいずれかにか該当するものを除きます。 ①原動力がもっぱら人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート以外の損壊により発生する貸主への損害賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。) 	
携行品損害 (特約)	旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により携行品 ^(※) に損害が生じた場合 (※)「携行品」とは、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品をいいます。 (注)次のものは保険の対象となりません。 有価証券、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット、モーターボート等を含みます。)、自動車、原動機付自転車、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山等危険なスポーツをしている間のそのスポーツのための用具 など	被害物の時価 ^(※) を基準に算出した損害額から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。以下このパンフレットにおいて、同様とします。 (注)1個・1組または1対のものについては各10万円を、現金、乗車券、宿泊券等については合計して5万円を損害額の限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> ■故意または重大な過失 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■欠陥 ■自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ■機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ■偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ■置き忘れまたは紛失 	
救護者費用 (特約)	旅行行程中に以下①から④までのいずれかに該当した場合 ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが公的機関により確認された場合 ③急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院をされた場合 ④被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハングライダー・搭乗等の危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となりません。)	以下①から⑤までの費用のうち、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救護者費用等の保険金額を限度とします。 <お支払対象となる費用> ①遭難した被保険者を捜索する活動に要した捜索救助費用。 ②救護者 ^(※) の現地までの航空機等の1往復分の運賃(救護者2名分を限度とします。) ③現地および現地までの行程における救護者のホテル等の宿泊料(救護者2名分を限度とし、かつ救護者1名につき14日分を限度とします。) ④被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用、治療を継続中の被保険者を現地から病院等へ移転するための費用。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または負担することを予定していた運賃は差し引いてお支払いします。 ⑤救護者または被保険者が現地で支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(3万円を限度とします。) (※)「救護者」とは、現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。))をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハングライダー・搭乗、スライドビング等の危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となりません。) (※)割増保険料の有無にかかわらず、山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。))中の遭難の際に支出した捜索救助費用は保険金をお支払いの対象とはなりません。 	